

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第12号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。